

京 都 労 働 局  
平成24年12月19日  
午前10時発表

担 当	京都労働局労働基準部賃金室 賃金室長 菅森英高 賃金指導官 清水和義 電話075-241-3215
--------	--

## 京都府特定（産業別）最低賃金額の発効について

京都府特定（産業別）最低賃金のうち、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業の4業種について、平成24年11月19日に改正決定したところですが、その効力が本日平成24年12月19日から発効します。

京都労働局では、先に発効した京都府最低賃金と併せて、京都府特定（産業別）最低賃金の改正についても、ポスター、リーフレット等により京都府内自治体をはじめ、各商工会議所・商工会、事業主団体等に対し周知・広報を行うこととしています。

### 記

- 1 京都府特定（産業別）最低賃金の下記の4業種について改正決定が行われ、平成24年12月19日から発効となります。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	最低賃金額	発効日
金属製品製造業最低賃金	時間額	834円	平成24年12月19日
電気機械器具製造業最低賃金	時間額	831円	平成24年12月19日
輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	840円	平成24年12月19日
各種商品小売業最低賃金	時間額	781円	平成24年12月19日

- 2 今回、下記の3業種については、京都府特定（産業別）最低賃金の改正に関する関係労使からの申出の提出がなく、改正されていません。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	現行金額	発効日
印刷業最低賃金	時間額	765円	平成22年12月18日
はん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金	時間額	822円	平成20年12月21日
自動車小売業最低賃金	時間額については京都府最低賃金が適用になります。ただし、日給制労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。		

- 3 京都府自動車（新車）小売業最低賃金（時間額754円）については、現時点で改正決定に至っておらず、京都府最低賃金（時間額759円 平成24年10月14日発効）が上回るため、京都府最低賃金が適用されています。